

業務委託契約書

業務の委託について、委託者 防府市(以下「甲」という。)と受託者 ○○○○ (以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1)業務の名称 防府競輪ホームページ制作・管理・運営業務
- (2)業務の内容 別紙 防府競輪ホームページ制作・管理・運営業務仕様書のとおり
- (3)実施場所 防府競輪場

(委託期間)

第2条 業務の委託期間(以下「委託期間」という。)は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 業務の委託料(以下「委託料」という。)の額は、金●●●●●円(内 消費税及び地方消費税 ○○○円)とし、令和6年4月1日から9月30日まで、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの、2回に分けて支払うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第4条 乙は、この契約にかかる権利または義務を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第5条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(実地調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、または乙に対して所要の報告もしくは資料の提出を求め、もしくは必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第7条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(委託料の支払)

第8条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(代金の支払を遅延した場合の遅延利息)

第9条 甲は、代金を第8条第2項に定める期間（以下「約定期間」という。）内に支払わなかったときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（契約の費用）

第12条 この契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の解決）

第13条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

（履行の決定）

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

委託者（甲） 防府市
防府市長 池田 豊

受託者（乙）